

10. 外来腫瘍化学療法診療料 I について

- ・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。
- ・実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。